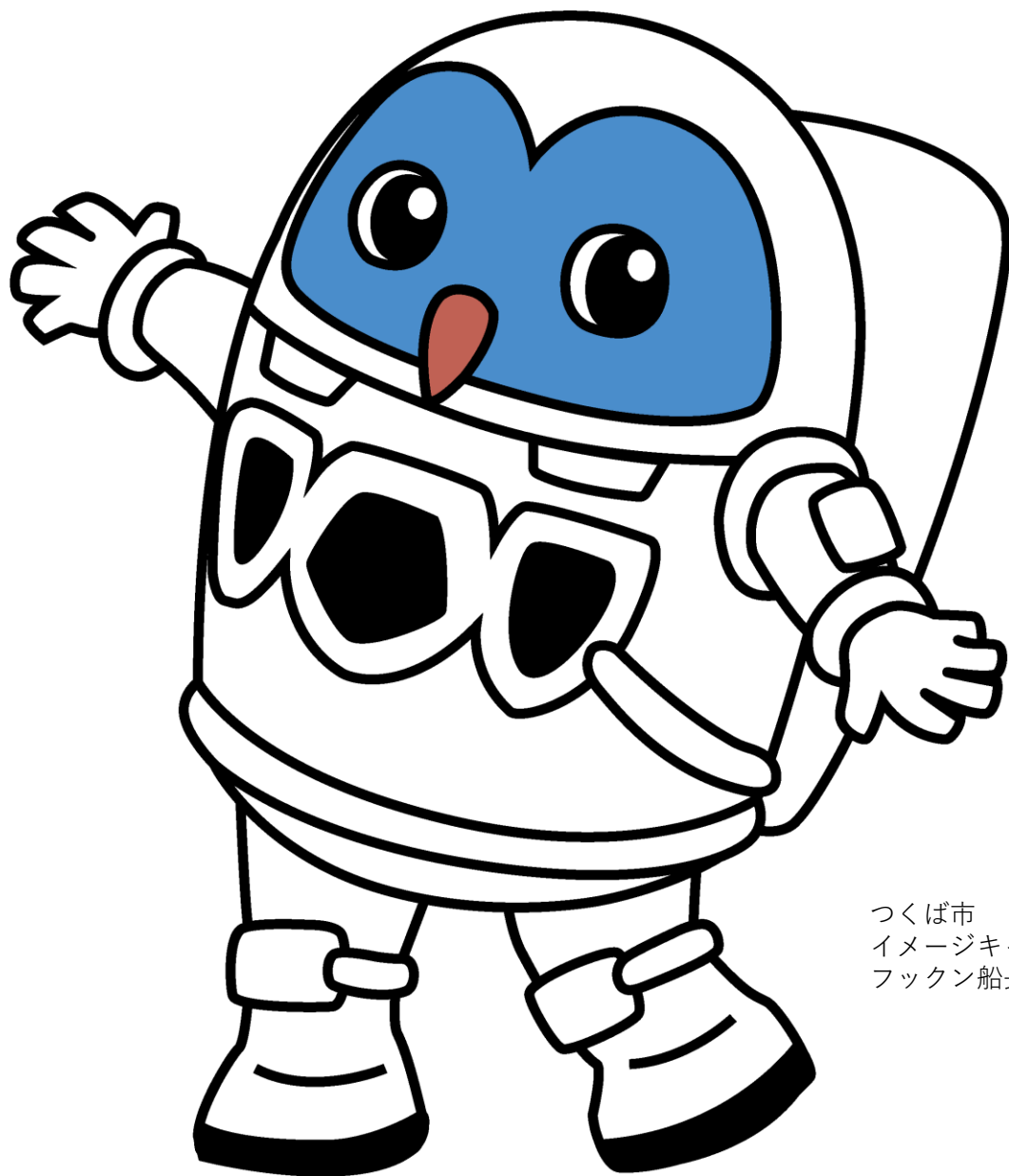




つくば市
イメージキャラクター
フックン船長

わが家は
対象？

手続きは
必要？

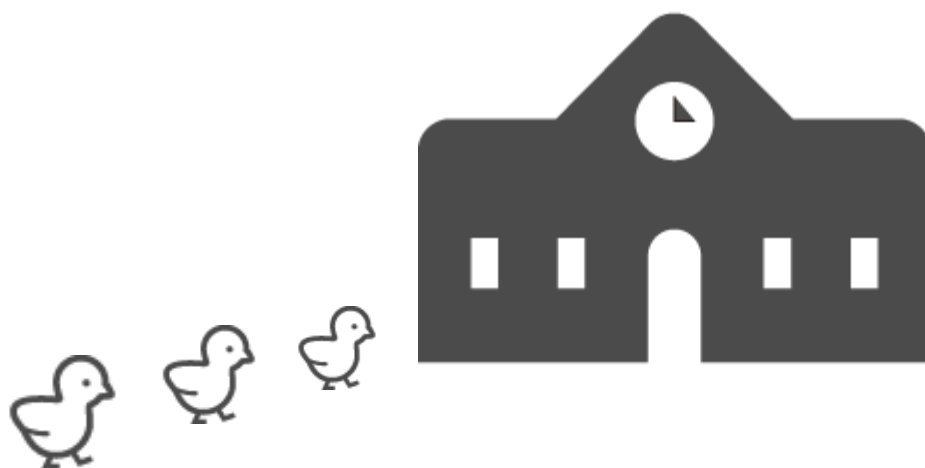
どんな書類を
出せばいいの？

幼児教育・保育の無償化 ガイドブック

つくば市 こども・保健部 幼児保育課

無償化制度の概要

認可保育所	・・・・・・・・・・	P 2
地域型保育 (小規模保育等)	・・・・・・・・・・	P 2
認定こども園	・・・・・・・・・・	P 3
新制度未移行の幼稚園 (預かり保育事業を含む)	・・・・・・・・・・	P 5
新制度幼稚園 (預かり保育事業を含む)	・・・・・・・・・・	P 6
認可外保育施設等 (企業主導型保育施設)	・・・・・・・・・・	P 7
認可外保育施設等 (企業主導型保育施設以外の施設、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業)	・・・・・・・・・・	P 8
無償化の認定について	・・・・・・・・・・	P 9



認可保育所

3 歳児～5 歳児クラスの保育料無償

- ・ 保育料以外の費用は保護者負担です。
- ・ 年収360万円未満相当世帯および第3子以降※は副食費（おかず代、おやつ代など）が免除になります。

※世帯年収 360 万 円未満相当世帯および軽減世帯とそれ以外でカウント方法が異なります。

- ・ 住民税非課税世帯の場合、0 歳～2 歳児クラスでも保育料が無償になります。
- ・ 生活保護世帯の場合、日用品や文房具などの費用の減免を受けられる制度があります。

地域型保育(小規模保育等)

0 歳児～2 歳児クラスうち 住民税非課税世帯の保育料無償

- ・ 保育料以外の費用は保護者負担です。
- ・ 生活保護世帯の場合、日用品や文房具などの費用の減免を受けられる制度があります。

認可保育所や小規模保育事業所等に入所している場合、他の対象施設・事業（認可外保育施設や一時預かり事業など）の利用料は無償化の対象になりませんのでご注意ください。



認定こども園



幼稚園部分を利用する方

満3歳～5歳児クラスの保育料無償

- ・ 保育料以外の費用は保護者負担です。
- ・ 満3歳児クラスの場合は、3歳の誕生日の前日から対象です。
- ・ 年収360万円未満相当世帯および第3子以降※は、副食費（おかず代、おやつ代など）が免除になります。（預かり保育利用時の副食費は免除対象外。）

※世帯年収 360 万円未満相当世帯および軽減世帯とそれ以外でカウント方法が異なります。

- ・ 生活保護世帯の場合、日用品や文房具などの費用の減免を受けられる制度があります。

預かり保育の保育料無償

※新2号認定（新3号認定）

- ・ 保育の必要性が認定された**3歳児～5歳児クラスの児童**は、【490円×その月の利用日数まで】かつ【月額1万2,300円まで】の預かり保育料が無償になります。（※令和8年9月利用分までの上限額は日額450円、月額1万1,300円です）
- ・ 住民税非課税世帯に限り、保育の必要性が認定された**満3歳児**は、【490円×その月の利用日数まで】かつ【月額1万7,700円まで】の預かり保育料が無償になります。（※令和8年9月利用分までの上限額は日額450円、月額1万6,300円です）
- ・ 預かり保育料以外の費用は保護者負担です。



以下にあてはまる施設を利用する方に限り、他の対象施設（認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業）の利用料も無償化の対象経費に含めることができます。

《預かり保育が【平日8時間未満】または【年間200日未満】の園》

- ※ 個人の利用時間・日数ではなく、園としての預かり保育の実施時間・日数を指します。
- ※ つくば市内の認定こども園は全て8時間以上かつ200日以上のため該当しません。

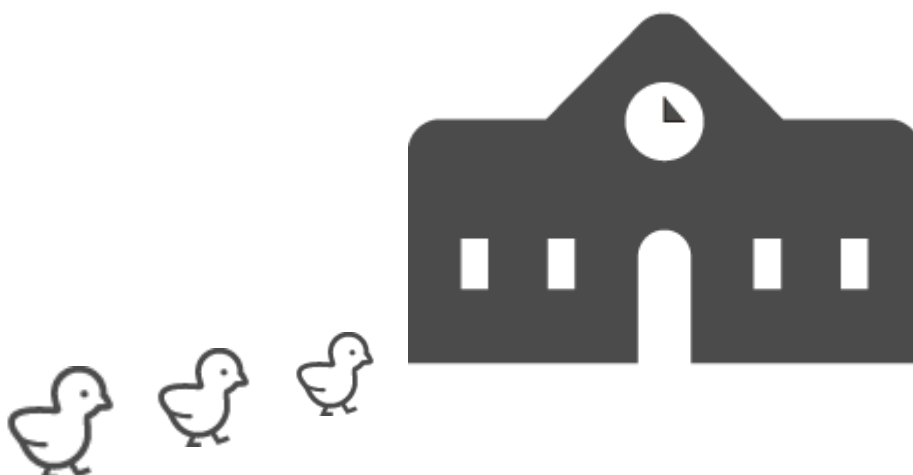


保育所部分を利用する方

3歳児～5歳児クラスの保育料無償

- ・ 保育料以外の費用は保護者負担です。
- ・ 年収360万円未満相当世帯および第3子以降※は副食費（おかず代、おやつ代など）が免除になります。
※世帯年収 360 万円未満相当世帯および軽減世帯とそれ以外でカウント方法が異なります。
- ・ 住民税非課税世帯の場合、0歳～2歳児クラスでも保育料が無償になります。
- ・ 生活保護世帯の場合、日用品や文房具などの費用の減免を受けられる制度があります。

認定こども園（保育所部分）に入所している場合、他の対象施設（一時預かりや病児保育など）の利用料は無償化の対象になりませんのでご注意ください。



幼稚園



新制度未移行の幼稚園を利用する方

(つくば市内は「いなほ幼稚園」のみ該当)

満3歳～5歳児クラスの 保育料と入園料無償

※新1号認定

- 満3歳～5歳児クラスで、**保育料と入園料**(初年度のみ)が【月額2万8,000円まで】無償になります。

4月入園なら入園料を12か月で割った金額、
6月入園なら入園料を10か月で割った金額が
対象経費に加えられます。

無償化の対象経費

入園した年度 ▶ 毎月の保育料 + (入園料 ÷ 在籍月数)
翌年度以降 ▶ 毎月の保育料

- 満3歳児クラスの場合は、**3歳の誕生日の前日から対象**です。
(いなほ幼稚園チャイルドクラスは認可外保育施設として運営しているため、
こちらの区分には該当しません。詳しくはP.8をご覧ください。)
- 保育料及び入園料以外の費用は保護者負担です。
- 年収360万円未満相当世帯および第3子以降は、副食費(おかず代、おやつ代など)の減免を受けられる制度があります。(預かり保育利用時の副食費は免除になりません。)

預かり保育の保育料の無償

※新2号認定(新3号認定)

- 保育の必要性が認定された**3歳児～5歳児クラスの児童**は、【490円×その月の利用日数まで】かつ【月額1万2,300円まで】の預かり保育料が無償になります。(※令和8年9月利用分までの上限額は日額450円、月額1万1,300円です)
- 住民税非課税世帯に限り、保育の必要性が認定された**満3歳児**は、【490円×その月の利用日数まで】かつ【月額1万7,700円まで】の預かり保育料が無償になります。(※令和8年9月利用分までの上限額は日額450円、月額1万6,300円です)
- 預かり保育料以外の費用は保護者負担です。



新制度幼稚園を利用する方

(つくば市立幼稚園・あおば台第二・吉沼・アカデミア・つくば白帆)

満3歳～5歳児クラスの保育料無償

- ・ 保育料以外の費用は保護者負担です。
- ・ 満3歳児クラスの場合は、3歳の誕生日の前日から対象です。
- ・ 年収360万円未満相当世帯および第3子以降は副食費（おかず代、おやつ代など）が免除になります。（預かり保育利用時の副食費は免除になりません。）
- ・ 生活保護世帯の場合、日用品や文房具などの費用の減免を受けられる制度があります。

預かり保育の保育料無償

※新2号認定（新3号認定）

- ・ 保育の必要性が認定された**3歳児～5歳児クラスの児童**は、**【490円×その月の利用日数まで】**かつ**【月額1万2,300円まで】**の預かり保育料が無償になります。（※令和8年9月利用分までの上限額は日額450円、月額1万1,300円です）
- ・ 住民税非課税世帯に限り、保育の必要性が認定された**満3歳児**は、**【490円×その月の利用日数まで】**かつ**【月額1万7,700円まで】**の預かり保育料が無償になります。（※令和8年9月利用分までの上限額は日額450円、月額1万6,300円です）
- ・ 預かり保育料以外の費用は保護者負担です。



以下にあてはまる施設を利用する方に限り、他の対象施設（認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業）の利用料も無償化の対象経費に含めることができます。

《預かり保育が【平日8時間未満】または【年間200日未満】の園》

※ 個人の利用時間・日数ではなく、園としての預かり保育の実施時間・日数を指します。
※ つくば市内の私立幼稚園は全て8時間以上かつ200日以上のため該当しません。

認可外保育施設等



企業主導型保育を利用する方

3歳児～5歳児クラスの保育料無償

- ・ 保育の必要性が認定された3歳児～5歳児クラスの児童は、【国の基準額まで】保育料が無償になります。詳細は各施設にご確認ください。
- ・ 保育料以外の費用は保護者負担です。
- ・ 住民税非課税世帯の場合、保育の必要性が認定された0歳児～2歳児クラスの児童も【国の基準額まで】保育料が無償になります。
- ・ 利用する定員枠によって、事前の手続きが異なります。詳細は各施設にご確認ください。

従業員枠を利用する場合

- ▶ 事前手続き原則不要（※利用施設から書類提出を求められる場合もあります）

地域枠を利用する場合

- ▶ 教育・保育給付認定申請書兼教育・保育施設等利用申込書
- ▶ 保育にあたれない証明書（就労証明書など）

以下にあてはまる場合、**利用報告書・利用終了報告書**をすみやかに**利用施設へ提出**してください。

なお、報告書類は市区町村によって異なりますのでご注意ください。詳細は利用施設またはお住まいの市区町村にお問合せください。

つくば市HP ▶ <https://www.city.tsukuba.lg.jp/kosodate/kosodate/1007930/1008404.html>



企業主導型保育施設に**入所**した



お住まいの**市町村**の**利用報告書**を提出

企業主導型保育施設を**退所**した



お住まいの**市町村**の**利用終了報告書**を提出

企業主導型保育施設を利用中に
つくば市内に**転入**した



つくば市の**利用報告書**と
転出前の**市町村**の**利用終了報告書**を提出

企業主導型保育施設を利用中に
つくば市外に**転出**した



転出先の**市町村**の**利用報告書**と
つくば市の**利用終了報告書**を提出



▲
利用報告書等
DLページ

以下の施設・事業が該当します。

- 企業主導型以外の認可外保育施設
- 一時預かり事業
- 病児保育事業
- ファミリー・サポート・センター事業



その他の施設等を利用する方

3 歳児～5 歳児クラスの保育料無償

※新2号認定

- ・ 認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業を利用する保育の必要性が認定された3歳児～5歳児クラスの児童は、上記施設の利用料を合計して【月額4万300円まで】無償になります。
(※令和8年9月利用分までの上限額は月額3万7,000円です)
- ・ 保育料以外の費用は保護者負担です。
- ・ 認可保育所、認定こども園、私立幼稚園などに入所している方は原則、対象外です。

0 歳児～2 歳児クラスうち 住民税非課税世帯の保育料無償

※新3号認定

- ・ 認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業を利用する保育の必要性が認定された0歳児～2歳児は、上記施設の利用料を合計して【月額4万5,700円まで】無償になります(住民税非課税世帯に限る)(※令和8年9月利用分までの上限額は月額4万2,000円です)
- ・ 保育料以外の費用は保護者負担です。
- ・ 認可保育所、認定こども園、私立幼稚園などに入所している方は原則、対象外です。



認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業を利用する方は、複数の施設の利用料を合計して無償化の対象にすることができます。

無償化の認定

Step① 対象要件を確認！

3～5 歳児 (クラス年齢) ※1	保育の必要性がない家庭 (専業主婦(夫)家庭等)	保育の必要性がある家庭 (両親ともに就労等により 日中保育できない家庭)
認可保育所	—	無償
認定こども園 (預かり保育を除く)	無償	
新制度幼稚園 (預かり保育を除く)	無償 ※2	
新制度未移行の幼稚園 (預かり保育を除く)	無償 ※2 (月額 2 万 8,000 円まで)	
幼稚園・認定こども園の 預かり保育	対象外	無償 ※3 ※4 (490 円 × 利用日数まで) [最大月額 1 万 2,300 円まで]
企業主導型保育	—	無償 (国の基準額まで)
認可外保育施設 一時預かり事業 病児保育事業 ファミリー・サポート・ センター事業	対象外	無償 ※5 (合計で月額 4 万 300 円まで)
就学前障害児の発達支援	無償 ※6	



保育の必要性がある家庭とは？ ①～⑨を参照
(両親ともにいずれかを満たす必要があります。)

- ① 居宅外で働いている(月60時間以上)
- ② 居宅内で子どもと離れて家事以外の労働をしている
(月60時間以上)
- ③ 妊娠中または出産後である(産前6週～産後8週経過の翌日が属する月末)
- ④ 病気または障害がある

新制度幼稚園		つくば市立幼稚園、あおば台第二、吉沼、アカデミア、つくば白帆
新制度未移行の幼稚園		いなほ

0～2歳児 (クラス年齢) ※1 <u><住民税非課税世帯のみ></u>	保育の必要性がない家庭 (専業主婦(夫)家庭等)	保育の必要性がある家庭 (両親ともに就労等により 日中保育できない家庭)
認可保育所	—	無償
認定こども園	—	無償
地域型保育 (小規模保育等)	—	無償
企業主導型保育	—	無償 (国の基準額まで)
認可外保育施設 一時預かり事業 病児保育事業 ファミリー・サポート・ センター事業	対象外	無償 ※5 (合計で月額4万5,700円まで)

- ※1 クラスはその年の4月1日時点の年齢で決まります。
- ※2 満3歳児クラス(年少クラスの1つ前のクラス)の場合は、3歳の誕生日の前日から対象です。(いなほ幼稚園チャイルドクラス除く。)
- ※3 預かり保育の実施時間が国の基準を下回る場合は、認可外保育施設等の利用料も無償化の対象経費に含めることができます。(上限は1万2,300円/月)
- ※4 満3歳児クラス(年少クラスの1つ前のクラス)は、住民税非課税世帯の場合のみ対象です。(上限は1万7,700円/月、いなほ幼稚園チャイルドクラス除く。)
- ※5 認可保育所、認定こども園、幼稚園等を利用していない方が対象です。
- ※6 他の教育・保育施設との併用も可能です。

- ⑤ 長期にわたり、常時病人や障害者の介護をしている
(月60時間以上)
- ⑥ 災害の復旧に当たっている
- ⑦ 学生である(職業訓練校等を含む)
- ⑧ 求職活動を継続的に行っている(認定後3か月以内の就労開始が条件)
- ⑨ 虐待やDVのおそれがある

Step② 対象施設を確認！

無償化対象施設等一覧をつくば市ホームページに掲載しています。
右記のQRコードから御確認ください。

無償化対象施設
等一覧 ▶



無償化対象施設等一覧は随時更新しますが、閲覧するタイミングによっては、最新情報になっていない可能性もありますので、ご注意ください。
また、市外の施設等については、施設住所地の市区町村にお問い合わせください。

Step③ 事前手続きを確認！

新制度未移行の幼稚園

幼稚園・認定こども園の
預かり保育

認可外保育施設

一時預かり事業

病児保育事業

ファミリー・サポート・
センター事業



Step①・②にて世帯及び利用施設が無償化対象であった場合



事前に**認定申請**の
手続きが必要

原則、認定申請書提出日以前に
遡っての認定は不可
認定を受けた日以降が
無償化の対象

その他の施設
(認可保育所、地域型保育、企業
主導型保育)



事前手続き不要

Step④ 必要書類を確認！

● **新制度未移行の幼稚園**を利用する児童であって、**預かり保育**を利用しない(利用予定がない)又は**保育の必要性がない世帯**の場合

※この場合、月額保育料のみ無償化の対象。(預かり保育料は無償化対象外)



<必要書類> ※新1号認定の取得

- ① A子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書
(法第30条の4 **第1号**)



新1号認定

● **新制度幼稚園、認定こども園の幼稚園部分、新制度未移行の幼稚園**を利用する児童であって、**預かり保育**を利用し(利用予定があり)、**保育の必要性がある世帯**の場合

● **認可外保育施設(企業主導型を除く)、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業**を利用する児童であって、**保育の必要性がある世帯**の場合
※企業主導型保育はP7参照



<必要書類> ※新2号(新3号)認定の取得

- ① B子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書
(法第30条の4 **第2号・第3号**)

- ② 保育にあたれない証明書(就労証明書など)

※両親分をご用意ください。

※当市指定の様式をお使いください。

※その他世帯状況や申請児童の年齢によっては、市民税非課税証明書の添付(両親分)が必要になる場合があります。



新2号認定(新3号認定)

提出先は、つくば市幼児保育課です。(市外在住の場合はお住まいの市区町村になります。)

必要書類は幼児保育課窓口又は施設から配られた様式、もしくはつくば市ホームページからダウンロードしたものをお使いください。

必要書類様式 ▶



無償化の給付方法



利用施設・事業によって給付方法が異なります。
施設・事業別の給付方法については、P14をご参照ください。

しょうかんばら

償還払いによる給付

保育料を一度施設に全額支払い、後日市から還付(払い戻し)を受ける方法です。

保護者からの請求手続きが必要です。

イメージ図

<施設・事業>



← ①保育料の支払い
②領収証等の発行 →

<保護者>



③請求手続き →
← ④給付

<つくば市>



げんぶつきゅうふ

現物給付(法定代理受領)による給付

保護者の代わりに、施設が給付を受ける方法です。
保護者からの請求手続きは必要ありません。

イメージ図

<保護者>



①保育料の支払い →
(保育料が無償化上限額
以内の場合は支払いは
ありません。)

<施設・事業>



②請求手続き →
← ③給付

<つくば市>



無償化の給付方法

幼稚園・認定こども園の
預かり保育料

認可外保育施設利用料

一時預かり事業利用料

病児保育事業利用料

ファミリー・サポート・
センター事業利用料



償還払い

幼稚園・認定こども園の
月額保育料
(預かり保育料を除く)

認可保育園・地域型保育の
月額保育料



現物給付(法定代理受領)

償還払い請求の受付時期



償還払い請求受付期間(概ね1か月間)を**3ヶ月おき**(年に計4回)に設けております。
詳細については、広報つくば及びつくば市ホームページに掲載します。
期間をご確認の上、各保護者様からご請求をお願いします。

利用施設・事業から発行される**以下の書類は、償還払い請求の際に添付が必要となります**ので、紛失等にご注意ください。

- 領収証
- 特定子ども・子育て支援提供証明書
- 活動報告書(ファミリー・サポート・センター事業のみ)

よくある質問



父母のどちらかが働いていれば、保育の必要性は認定されますか？

保護者のそれぞれが、P9～10に書かれた要件に該当している必要があります。



住民税非課税世帯とは、どのような世帯を指しますか？

年間所得の基準により、住民税が免除されている世帯のことです。原則、納付書や給与天引きで住民税を納めている方は該当しません。



現在、無償化の認定を受け、認可外保育施設を利用しているが、退職する場合は手続きが必要ですか？

必要です。

退職する場合等、保育の必要性の要件を満たさなくなる場合は幼児保育課まですみやかにご連絡ください。

また、すでに当市から給付を行った期間のうち、保育の必要性の要件を満たしていない期間があった場合は、当該給付分はご返金いただくこととなりますのでご注意ください。



つくば市 こども・保健部 幼児保育課



つくば市研究学園一丁目1番地1



029-883-1111（代表）

発行日 令和8年(2026年)10月1日